

医療法人社団福寿会 梅田診療所

厚生労働大臣が定める揭示事項

(1) 当院は以下の指定医療機関です。

- ・ 保険医療機関（健康保険法第63条第3項第1項）
- ・ 結核指定医療機関
- ・ 生活保護法
- ・ 中国残留邦人等支援法
- ・ 労災保険
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- ・ 身体障害者福祉法
- ・ 障害者総合支援法（自立支援医療・精神通院医療）

(2) 明細書発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、発行を希望される方については明細書を無料で発行しております。なお、明細書の発行を希望されない方は会計窓口等にてその旨お申し出下さい。

(3) 地方厚生局長への届出事項に関する事項

- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 時間外対応加算 1
- ・ 神経学的検査
- ・ CT 撮影及びMRI 撮影
- ・ 重度認知症患者デイ・ケア料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 I
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 II 2
- ・ 明細書発行体制加算
- ・ 一般名処方加算
- ・ 医療情報取得加算

(4) ウェブサイト掲載事項

・医療 DX 推進体制整備加算

- ア) 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。
- イ) マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関です。
- ウ) 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなど医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関です。

・明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

・一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方により特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

・医療情報取得加算

当院は以下の体制を整備しております。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

正確な情報を取得・活用するためマイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

診療区分	点数
初診時	1 点
再診時 (3 月に 1 回)	1 点

[マイナンバーカード（マイナ保険証）の利用について](#)

(5) 保険外負担料金

別紙の通り

令和7年5月31日